資料２－１

平 成 ２６ 年 度

人 権 教 育・啓 発
事 業 実 施 計 画

（案）

新京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目　　次

・知事直轄組織（知事室長Ｇ）　・・・・・・・・・・・・　１
・知事直轄組織（職員長Ｇ）　・・・・・・・・・・・・　１１
・総務部　・・・・・・・・・・・・　１５
・政策企画部　・・・・・・・・・・・・　１９
・府民生活部　・・・・・・・・・・・・　２３
・府民生活部（人権啓発推進室）　・・・・・・・・・・・・　３３
・文化環境部　・・・・・・・・・・・・　４７
・健康福祉部　・・・・・・・・・・・・　５７
・商工労働観光部　・・・・・・・・・・・・　７１
・農林水産部　・・・・・・・・・・・・　７７
・建設交通部　・・・・・・・・・・・・　８１
・教育庁　・・・・・・・・・・・・　８５
・警察本部　・・・・・・・・・・・・　９３

知事直轄組織（知事室長）

所掌事務	・広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送による府民への人権啓発 ・府政記者に対する人権に配慮した取材･報道の要請 ・外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援

計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
	特定職業従事者等	マスメディア関係者
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	・同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要。 ・海外からの人材の受入に伴う社会への影響や受入の効果について、人権尊重に基づいた正しい認識と十分な府民理解が必要。 ・海外からの人材が、地域に定着してもらえるよう、きめ細かな生活環境の改善やホスピタリティー（温かい受入）の向上、文化的多様性に配慮した多文化共生の交流型社会の形成が重要。

取組の方向	・実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。 ・外国籍府民等の人権啓発について、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動に取り組む。 ・外国籍府民が安心して生活できるよう、安心・安全情報や防災・医療関係情報を記載したリーフレットやガイドブックの配布や外国語による生活相談を実施するほか、外国籍府民の府政への参加を推進し、共に生きる京都府づくりを進めるための懇談会を開催する。 ・地域の国際交流の促進を図るため、京都府名誉友好大使の活用や、小中高等学校等で外国語指導等を行う外国青年の招致を行うとともに、国際理解のための事業を実施する（公財）京都府国際センターの活動を支援する。 ・府営住宅に外国人研究者・留学生等の世帯のために優先枠を設け、入居募集を実施する。 ・「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンテーター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施する。

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
マスメディア関係者に対する働きかけ	随時	府政記者に対し、府政記者の異動時、又は個々の事案発生時、その都度人権に配慮した取材・報道を要請	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	企業・職場	マスメディア関係者	国、市町村、民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

きょうと府民だよりの発行	８月 （人権強調月間） 12月 （人権週間） ほか	府政広報紙による人権啓発 〔内　容〕 ・８月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 〔数　量〕 毎月　１，１９０，０００部 （別途文字拡大版1,500部・点字版490部、テープ版・デイジー版（ＣＤ）550本）	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

テレビ番組放送 京都ふらりー	８月 １２月	広報テレビ番組内で、人権啓発に関する情報を放送 〔放 送 局〕 ＫＢＳ京都 〔放送内容〕 ・８月及び１２月に人権に関する府政情報	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名			実施時期	概要	担当課（室）
テレビスポット放送			５月 （憲法週間） ８月 （人権強調月間） ９月 （就職採用選考） １２月 （人権週間） ３月 （就職）	人権問題に関するスポット放送 〔放送局〕 ＫＢＳ京都 〔放送内容〕 各実施月に応じて構成した３０秒スポット	広報課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	家庭		効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	
ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕			５月 ８月 ９月 １２月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送 〔放送局〕 ＫＢＳ京都 〔放送内容〕 各実施月に応じて構成	広報課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	家庭		効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Public Line〕			５月 ８月 ９月 １２月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 放送時期に応じて構成	広報課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）	
	家庭		効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Eyes〕	８月 １２月	ラジオ番組内において人権月間・週間をお知らせする内容を放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

ラジオスポット放送	８月 １２月	人権問題に関するスポット放送 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 各実施月に応じ、時宜に応じた内容で構成した３０秒スポット	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

ラジオスポット放送	１２月	人権問題に関するスポット放送 〔放送局〕 ＫＢＳ京都　エフエム京都 〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の２０秒スポット	広　報　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	家庭		効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名			実施時期	概　要	担当課（室）
生活サポート情報の提供			通年	（公財）京都府国際センターホームページにおける外国籍府民に対する生活情報の提供 〔内　容〕 英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供	国　際　課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　(外国人)　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	
外国語ラジオ番組放送			通年	外国籍府民に生活情報等を提供するラジオ番組 〔放送局〕 ＦＭ ＣＯ・ＣＯ・ＬＯ 〔放送内容〕 英語、中国語による生活情報・府政情報	国　際　課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　(外国人)　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	
多言語による府政情報の発信			通年	府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（１回／月）	国　際　課
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　(外国人)　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
外国籍府民共生施策懇談会	５～２月頃の期間	〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告 〔内　容〕 ・委　員　１６名以内 ・テ ー マ　外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 ・開催回数　３回程度	国　際　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

京都地域留学生住宅支援制度	通年	〔目的・概要〕 連帯保証人を見つけることができない外国人留学生が、「連帯保証人不要」な形で住宅確保ができるよう、「京都地域留学生住宅支援機構」が、本制度に賛同する協力事業者（仲介業者・管理業者・家主）と協力して留学生の住宅確保を支援する。 〔内　容〕 対 象 者：支援機構の会員大学に在籍または入学許可された学生で「留学」の在留資格を取得または取得することが確実であるもののうち、支援機構規程に定める特別会員となっているもの。 対象物件：協力事業者からの斡旋、仲介によるもの 申請条件：留学生が大学、大学から機構を通して申請 機構運営機関：大学、（公財）大学コンソーシアム京都、（公財）京都府国際センター、（公財）京都市国際交流協会等（府、市はオブザーバー参加） 事 務 局：（公財）大学コンソーシアム京都	国　際　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　　業　　名</th><th>実施時期</th><th>概　　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">外国人研究者・留学生等のための居住支援</td><td>通年</td><td>１　外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居
〔目的・概要〕
外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施
〔内　容〕
６月、１０月、２月に大学を通して入居者を募集

２　短期滞在外国人研究者等のための住宅確保
〔目的・概要〕
特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則１年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供
〔内　容〕
主　　体：ＫＹＯの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課）
確保住宅：岩倉長谷団地２戸、洛西竹の里団地１戸
提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集

３「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営
〔目的・概要〕
大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」を運営

〔内　容〕
既設のきょうと留学生ハウスに加え、新たに「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンテーター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</td><td>国　際　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="3">人　　権　　問　　題　等　（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td colspan="3">同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　(外国人)　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td></tr>
</table>

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">外国人のための防災ガイドブック</td><td>通年</td><td>〔目的・概要〕
普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。

〔内　容〕
対 象 者：外国籍府民（約５万人）、外国人観光客等
作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語
配布場所：府内市町村（外国人登録窓口）
地域国際化協会
（公財）京都府国際センター</td><td>国　際　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>資料等の整備
効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">外国人のための医療ガイドブック</td><td>通年</td><td>〔目的・概要〕
京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を記載したリーフレット「外国人のための医療ガイドブック」を配布

〔内　容〕
対 象 者：外国籍府民（約５万人）、外国人観光客等
作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語
配付場所：府内市町村、地域国際化協会、（公財）京都府国際センター、府国際課</td><td>国　際　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>資料等の整備
効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td></tr>
</table>

【知事直轄組織（知事室長Ｇ）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　　業　　名</th><th>実施時期</th><th>概　　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">外国籍府民のための安心・安全情報の提供</td><td>通年</td><td>〔目的・概要〕
京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布し、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。

〔内　容〕
対 象 者：外国籍府民（約５万人）、外国人観光客等
作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語
配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等）
(公財)京都府国際センター
地域国際化協会</td><td>国　際　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　　権　　問　　題　等　（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>資料等の整備
効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　(外国人)　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

別記　２

知事直轄組織（職員長）

所掌事務	府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施 ◆センター研修 ・職務基本研修 ・実務支援研修 ・人権研修　　等 ◆政策研究支援･大学連携 ◆広域連合研修 ◆人事交流･派遣研修

計画との関係	人権教育・啓発の場	職場
	特定職業従事者等	公務員（京都府職員）
	人権問題	人権の基本的な考え方、及び、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に関する課題認識	京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、職員一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の育成が重要である。

取組の方向	人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。 また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国際的視点からも時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。

別記３

【知事直轄組織（職員長）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
センター研修	随　時	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施 〔内　容〕	職員研修・研究支援センター

対象者	テーマ	講　師	方法
採用年次・職務等で指定する職員	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者 社会福祉法人等の代表者 府職員　等	講義・講演 ワークショップ 等
人権問題職場研修指導者・主任	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得　等		
全職員	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題		

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）							
	職場	公務員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
部局研修・職場研修	随　時	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施 対　象　全職員 実　施　各部局 テーマ　人権尊重の理念、様々な人権問題、人権に関わる問題事象　等 講　師　学識経験者、府職員　等 方　法　講義・講演、ワークショップ、体験学習、グループ討議　等	各部局主管課等

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）							
	職場	公務員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【知事直轄組織（職員長）】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
自己学習支援	随　時	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供 対　象　全職員 内　容　センター実施の人権問題研修講演録等	職員研修・研究支援センター

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	職場	公務員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
参加研修 （人権大学講座）	６～ １１月	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施 対　象　人権問題職場研修指導者 内　容　講義、ワークショップ、フィールドワーク	職員研修・研究支援センター

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	職場	公務員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

総務部

所掌事務	・　個人情報保護の推進 ・　北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	・　個人情報については、事業者からの個人情報の漏えい事件の発生や、逆に個人情報に対する過剰な反応も見られる。 ・　国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成２３年４月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されているところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をよりいっそう喚起し、世論を高めていくことが重要。

取組の方向	・　個人情報については、法律、条例等の周知、啓発を図るための取組を推進する。 ・　拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。

【総務部】平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">個人情報保護推進事業</td><td>随　時</td><td>(1)事業の目的・概要
個人情報保護制度に係る啓発の実施

(2)内　容
〇事業種別　啓発
〇テーマ等　府ホームページ等における啓発、啓発パンフレットの配布</td><td>政策法務課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業</td><td>通　年</td><td>(1)事業の目的・概要
拉致問題に関する広報・啓発の実施

(2)内　容
〇事業種別　啓発
〇テーマ等　１　北朝鮮人権侵害問題啓発週間（26年12月予定）での啓発
・府庁での啓発パネル展示
・府民だより、ラジオ、京都駅前の電光掲示板等による周知
・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示
２　その他
・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示
・国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布
・府ホームページによる周知</td><td>総務調整課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">府公用封筒による啓発</td><td>通　年</td><td>(1)事業の目的・概要
府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。

(2)内　容
〇事業種別　啓発
〇テーマ等　〔標語〕「知ろう　守ろう　考えよう　みんなの人権」を府公用封筒に印刷
〇事業規模　府公用封筒（約５０万通）に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数</td><td>入　札　課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

別記　２

政策企画部

所掌事務	府政の総合的企画及び調整に関すること。

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会
	特定職業従事者等	
	人権問題	人権全般

所管事項に関する課題認識	・府政運営の指針「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」において「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけている。 ・同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある方、外国人などの人権問題が存在し、またインターネットの普及など時代の変化に伴う新たな人権侵害が増加している現状であり、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要。

取組の方向	・様々な人権問題の解決に向けた取組について、事業を所管する関係部局と連携して他と比較できるような指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、人権問題の解決など計画の着実な推進を図る。 ・様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげる。

別記３

【政策企画部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　　業　　名	実施時期	概　　要	担当課（室）
公益財団法人世界人権問題研究センター運営助成	通　年	公益財団法人　世界人権問題研究センターの運営に対して助成 〔センターの目的〕 　人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。 〔センターが行う主な事業〕 （１）　人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 （２）　人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 （３）　研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 （４）　その他法人の目的の達するために必要な事業	企画総務課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
			効果的な手法 調査・研究成果の活用	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

府民生活部

所掌事務	（府民生活部の所掌事務） ・安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関すること ・消防職員など特定業務従事者に対する研修に関すること

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場、地域社会
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	女性、子ども 様々な人権問題（犯罪被害者等）

所管事項に関する課題認識	府民生活部では、人権の尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発、②女性や青少年に関わる問題の認識・解決にむけた啓発、また③特定業務従事者である消防職員に対する人権教育が求められる。 ①　犯罪被害者支援については、府内全市町村に相談窓口が設置され、また、今年度中に全ての市町村において犯罪被害者支援条例が制定される見込みであるが、まだまだ犯罪被害者やその家族が困難に直面し苦しんでいる現実があり、周囲の無理解によってさらなる被害を被ることがないよう引き続き府民への啓発を進めていくことが必要。 ②　女性に関わる問題としては、ＤＶは犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。近年では恋人間での暴力いわゆる「デートＤＶ」が問題化しており、若年層に対するＤＶの予防啓発の推進が必要。 　また、子どもに関わる問題では、インターネットや携帯電話の普及に伴い、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件が多発していることに加え、刑法犯少年の人口比が全国ワースト水準となっている等府内の少年非行は深刻な状況が続いており、被害・加害両面からの予防・立ち直り支援に迅速に対応していくことが必要。 ③　府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識をもって消防業務にあたることが必要。

取組の方向	・これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体との連携・協働により取組を進めていく。 ・また、人権問題に対する理解と認識を深め、人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
犯罪被害者等支援活動推進費	随時	社会全体で犯罪被害者をサポートできる環境づくりを推進するためのサポートチームによる総合的な支援とともに、公益社団法人 京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制を充実 〔内　容〕 ①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上 ②市町村との協働により、犯罪被害者への理解促進を図る為の府民に対する広報啓発 ③京都府警との共催による中高生を対象とした「いのちを考える教室」の実施 ④公益社団法人　京都犯罪被害者支援センターへの支援	安心・安全まちづくり推進課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）								
			効果的な手法 国、市町村、民間連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

男女共同参画審議会開催事業	通　年	京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「ＫＹＯのあけぼのプラン（第３次）－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進 〔内　容〕 ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）								
			国、市町村、民間連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

ＫＹＯのあけぼのフェスティバル開催事業	11月8日（予定）	多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「あけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の推進を図る。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施 〔内　容〕 ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与 〔会　場〕 京都テルサ	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）								
			効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">女性リーダー育成事業（京都府女性の船事業）</td><td>未　定</td><td>地域づくり・ＮＰＯ活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。
〔内容〕
事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修
（講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との意見交換等）
〔訪問先〕
北海道
〔募集人数〕
１００名</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　等（該当する課題に○）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">女性相談事業</td><td>通　年</td><td>女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施

〔内　容〕
・女性相談（夫婦、親子関係、地域の人間関係、ＤＶ等、女性が生活の中で直面する悩みの相談　電話、面接：各週2回実施）
・労働相談（待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談　電話、面接：各週4回実施）
・法律相談（ＤＶ、離婚等、身近な法律上の問題についての相談　面接：月2回実施）
・ﾌｪﾐﾆｽﾄｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ（性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート　面接：週１回実施）
〔会　場〕
男女共同参画センター</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　等（該当する課題に○）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
</table>

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
ドメスティック・バイオレンス対策事業	通　年	ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施 〔内　容〕 ・啓発カードの作成・設置 ・集中啓発活動の実施 ・自立支援グループワーク ・若年層（大学・高校生等）向けのデートDV防止啓発資料の作成、配付及び啓発講座の実施 〔会　場〕 男女共同参画センターほか	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
			教育啓発資料等整備効 効果的な手法	同和問題　(女性)　(子ども)　(高齢者)　障害のある人　(外国人)　(患者等)　さまざまな人権	普遍的考え方

保育ルーム設置促進事業	通　年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置 〔内　容〕 ・対象行事　府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設　事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
				同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権	普遍的考え方

男女共同参画センター運営助成事業	通　年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
				同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　　業　　名</th><th>実施時期</th><th>概　　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">情報提供事業</td><td>通　年</td><td>男女共同参画センターの情報提供機能等の充実

〔内　容〕
・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、ＨＰ、メールマガジン等）
・男女共同参画に関する資料等の収集、発信</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">高年齢者等雇用環境整備事業
（内職者団体補助）</td><td>通年</td><td>内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成

〔対象団体〕
４団体、２市</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域団体育成事業</td><td>通　年</td><td>府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成

〔助成対象〕
６団体</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　　業　　名</th><th>実施時期</th><th>概　　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">マザーズジョブカフェ推進事業</td><td>通　年</td><td>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援

〔内　容〕
・就業相談や保育相談の実施
・再就職支援セミナー等の実施
・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施
・就職活動中や就職決定後保育所が決まるまでの一時保育
・再就職に向けて、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座を実施</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">仕事と生活の調和（ﾜｰｸ・ﾗｲﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ）事業</td><td>通　年</td><td>公労使一体で取り組む京都ワーク・ライフ・バランスセンターを拠点として、中小企業の取組や府民の地域活動の参加等を促進することにより、仕事・生活・地域活動等が調和した府民生活の実現を図る。

〔内　容〕
・働き方の見直しのためのアドバイザー派遣及び補助金による支援
・ワーク・ライフ・バランス企業支援チーム等による中小企業の支援
・「京都ワーク・ライフ・バランスウィーク」の実施などによる府民への啓発活動
・地域団体、企業、大学、ＮＰＯ等の連携による地域主体の取組の支援
・中小企業や府民の理解促進を図るセミナーの開催</td><td>男女共同参画課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>同和問題　(女性)　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
京都女性起業家賞（ｱﾝﾄﾚﾌﾟﾚﾅｰ賞）事業費	通　年	新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰するとともに事業化を支援 〔内　容〕　・京都女性起業家賞の授与 ・ブラッシュアップセミナー、個別相談の開催（審査通過者のみ） 〔募集事業〕人々の生活向上や地域社会・経済の活性化に寄与する女性の起業モデル ・事業計画・資金計画が具体化され、今後１年以内に事業化を予定している、又は、事業を始めて概ね３年以内のビジネスモデル ・既に事業を営んでいる個人や団体の方などが業態転換や新規事業に進出する第２創業的なビジネスモデル（事業を始めて概ね３年以内） 〔応募資格〕　・京都で活躍している、又は京都で事業を展開する予定のある女性。その他、京都にゆかりのある事業を展開（予定）している女性 ・法人・団体の場合は、代表者が女性であること。	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
				同和問題	(女性)	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

京の女性活躍応援事業費	未　定 通　年	多様な女性で構成される「京の女性活躍応援会議」を開催し、活動分野を越えた協働により女性が活躍できる環境づくりや、地域課題解決のための取組を企画するとともに、多様な女性の横断的なネットワークを構築する。 準備会議１回、全体会議１回、南北部会各１回開催 働く女性のネットワーク「女子シャインCheers」により、女性の就業継続を支援 企業における女性の就業継続やキャリアアップ（資格取得・スキルアップ）を支援するため、府内女性社員のネットワークを構築するとともに、モデルとなる先輩社員による後輩社員の支援を実施	男女共同参画課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
				同和問題	(女性)	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【府民生活部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
青少年社会環境浄化推進費	随　時	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進 内　容 ・審議会の開催 ・有害図書の指定 ・店舗等への立入調査の実施 ・広報・啓発活動 ・インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動	青少年課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方
						〇						

消防職員　初任教育 消防職員　初級幹部科 （上記教育は消防学校の教育訓練の基準による）		(1)事業の目的・概要 新たに消防職員として採用された者に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する。 また、現任消防職員を対象とした、幹部教育（初級幹部科）においても同様に実施を予定している。 (2)内　容 〇種　別：講義形式等 〇議題等：未定 〇会　場：府立消防学校	消防安全課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方
	消防学校	消防職員	効果的な手法									〇

府民生活部（人権啓発推進室）

所掌事務	・人権啓発の総合企画及び調整 ・人権啓発の推進 ①幅広い府民啓発 ②人権啓発に関する指導的人材の養成

計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全　般

所管事項に関する課題認識	・　幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、マスメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに人権問題等に対する関心が低い人たちに対する情報提供や啓発イベント等への参加を促進する必要がある。 ・　人権問題等についての知識の習得に止まらず、自らにも関わりのある身近な問題として認識し、様々な課題の解決に向けて積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく取組を進める必要がある。 ・　市町村や関係機関、大学、人権問題の解決に関わっている人たちと連携・協力した取組を積極的に進めることが必要である。 ・　同和問題について、偏見や差別意識･忌避意識の解消を図るための取組を進める必要がある。

取組の方向	・　幅広い府民を対象とした啓発については、関係部局と連携し、より分かりやすい内容で実施する。またラジオ放送や新聞意見広告等マスメディアの活用や誰でも参加できる啓発イベントの開催、人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」の普及･活用に積極的に取り組む。 ・　人権問題について正しい情報を提供する講義型や研修に加え、ワークショップなどの参加型の手法を取り入れた研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を行いながら、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。 ・　人権問題に取り組むNPO法人や府内の大学等との連携・協働を進め、民間の柔軟な発想やノウハウ、学生の感性などを啓発活動に取り入れる。また、市町村との連携や活動の支援を行い、府民に身近な啓発活動を展開するとともに、地域において人権啓発の中心となる人材の養成に努める。 ・　同和問題の解決を目指し、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、偏見や差別意識・忌避意識の解消を図るため、市町村が行う住民交流事業等を支援する。

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名			実施時期	概　要	担当課（室）
京都ヒューマンフェスタ2014			１１月	幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、親しみやすい人権啓発総合イベントとして人権問題に取り組むＮＰＯ法人、大学等と連携して開催 〔主　催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会　場〕　京都テルサ（京都市） 〔内　容〕　・講演会、子ども向けイベント ・人権関係ＮＰＯ法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・大学と連携した展示等（人権啓発資材提案、似顔絵コーナー等） ・人権啓発パネル展 ・人権相談 ほか 〔目　標〕　３０００人	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	
人権イメージソング活用事業			通　年	世界人権宣言６５周年記念として「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」をイメージして創作された「人権イメージソング」を歌い広めることにより、人権尊重精神の浸透を図る。 〔内　容〕 ○大学生を中心とした「イメージソング広め隊」の活動 イメージソングPRイベントの実施等（学生との連携の取組） ○人権啓発ユニット派遣事業 人権イメージソングなどのミニコンサートや紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）	
			効果的な手法	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方	

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権フォーラム事業</td><td>１２月
（人権週間）</td><td>人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識を高めるため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。
〔主　催〕　京都府・京都人権啓発推進会議・（公財）世界人権問題研究センター
〔会　場〕　京都市内（未定）
〔内　容〕　未定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">人権擁護啓発ポスターコンクール</td><td>募集期間
７～９月</td><td>小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。
〔応募資格〕　府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒
〔表　彰〕　知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作
〔そ の 他〕　優秀作品を展示するとともに、啓発資料として作品を活用
〔募集目標〕　６０００人</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法・市町村連携</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権啓発ラジオ番組〔ＦＭ放送〕
「Ｖｏｉｃｅ　Ｔｏ　Ｙｏｕ」</td><td>通　年</td><td>主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送

〔放 送 局〕　エフエム京都
〔内　　容〕　音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの
〔出 演 者〕　音楽アーティスト等
〔放送回数〕　５２回
〔時 間 枠〕　未定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　（該当する課題に○）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">人権啓発ラジオコーナー番組
〔ＡＭ放送〕
「ほっかほか人権情報」</td><td>１２月
（人権週間）</td><td>情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むＮＰＯ関係者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。

〔放 送 局〕　ＫＢＳ京都
〔内　　容〕　人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説
〔出 演 者〕　ＮＰＯ法人関係者等
〔放送回数〕　５回
〔時 間 枠〕　未定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題　（該当する課題に○）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">新聞意見広告</td><td>５月
（憲法週間）

８月
（人権強調月間）

12月
（人権週間）</td><td>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権の大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。
〔掲載紙〕　京都・朝日・毎日・読売・産経（５月は京都のみ）

〔段　数〕京都新聞：１５段×３回（５月・８月・１２月）
他　　紙：５段×２回（８月・１２月）

〔構　成〕　人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知　など</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">新聞意見広告〔人権ロコミ情報〕</td><td>１２月
（人権週間）</td><td>「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、（公財）世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事を新聞に連載する。

〔掲載紙〕　京都新聞
〔段　数〕　２段
〔期　間〕　人権週間を中心に掲載
〔構　成〕　時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">地域情報誌広告</td><td>１１月</td><td>若者層が人権問題について考え行動する契機とするため、京都の大学生向けのフリーペーパーに、若者層にかかわりの深い人権に関する情報を紹介する記事を掲載する。

〔掲載紙〕　ガクシン（京都学生新聞）
〔段　数〕　１頁
〔回　数〕　１回
〔構　成〕　学生向け啓発　等</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">街頭啓発</td><td>８月
（人権強調月間）

１２月
（人権週間）</td><td>人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。

〔京都市内〕京都人権啓発推進会議構成団体等による啓発物品配布

〔府広域振興局管内〕各広域振興局ごとに編成した実施組織による取組として実施

年間約１４０箇所で実施予定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td>人　権　問　題（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権啓発指導者養成研修会</td><td>８月
（人権強調月間）</td><td>府職員だけでなく市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。

〔概　要〕　府人権啓発指導員・推進員、市町村管理職相当職員、京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員等を対象とする研修会

〔内　容〕　人権問題に関する識者の講義等
〔講義数・日数〕　未定
〔会　場〕　京都府内等</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td>公務員</td><td>指導者養成、調査研究結果活用</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会</td><td>１２月
（人権週間）</td><td>人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年２月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。

〔概　要〕　府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員、市町村の人権啓発や相談機関の担当職員、人権擁護委員、国の機関（京都地方法務局、京都労働局）の担当職員を対象とする研修会

〔内　容〕　相談能力や資質向上と担当職員の交流促進
〔講義数・日数〕　未定
〔会　場〕　京都市内</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td>公務員</td><td>指導者の養成、市町村等連携</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名			実施時期	概　要	担当課（室）
京都人権啓発行政連絡協議会事業			１０月 ２月	京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成、事務局は京都地方法務局）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。 〔内　容〕　企業対象人権研修会 〔会　場〕　京都市内	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題（該当する課題に○）	
	企業・職場		国等との連携	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権	普遍的考え方
人権啓発活動再委託事業			通　年	市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託） 〔対象事業〕 ①講演会　②資料作成　③スポット広告放送　④新聞広告　⑤地域総合情報誌掲載　⑥研修会　⑦その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑧地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕　委託対象経費の１０／１０	人権啓発推進室
推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題（該当する課題に○）	
	地域社会		市町村等連携	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権問題啓発補助事業</td><td>通　年</td><td>市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）

〔対象事業〕
①人権問題に関する講演会及び研修会
②人権問題に関する啓発資料の作成
③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等）

〔補助率〕　１／２</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td>地域社会</td><td></td><td>市町村等連携</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">地域交流活性化支援事業</td><td>通　年</td><td>市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）

〔対象事業〕
①地域交流事業
②地域力活用事業
③課題対応支援事業

〔補助率〕　１／２</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td>地域社会</td><td></td><td>市町村等連携</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th>概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権啓発地域活動事業</td><td>８月
（人権強調月間）

１２月
（人権週間）</td><td>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」や「人権週間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して啓発事業を実施する。

〔内　容〕
・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置
・市町村のイベント等における資料展示
・地元産品を活用した啓発物品の作成</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業</td><td>通　年</td><td>京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成、事務局：京都地方法務局）に参画して啓発活動を実施する。

〔内　容〕
・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催
・府民への情報提供（ホームページ開設）
・Jリーグと連携した啓発事業　等</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>国・市町村民間等との連携</td><td>同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	概　要	担当課（室）
啓発資料等作成・配布		人権啓発推進室

名　称	内　容	数　量	配布（掲出）計画	作成・配布時期
人権ロコミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権ロコミ情報」を活用した啓発冊子	20,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	３月
ハンドブック ＮＰＯ法人相談窓口ガイド 2015	人権問題にかかわる取組を行っているＮＰＯ法人等に対する府民の理解促進を目的に、相談活動等を紹介する冊子を作成	1,500	・市町村・府関係施設 ・ＮＰＯ法人等 ・推進会議構成団体	３月
人権ぬり絵	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布	10,000	・イベント・商業施設 ・府関係機関 ・市町村	４月
啓発ポスター	「人権週間」（１２月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター	2,700	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅等	１２月
人権カレンダー（点字版）	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用しした月めくり壁掛けカレンダー（点字併用）	3,500	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体 ・コンクール応募者	１２月
大学連携人権啓発冊子	芸術系大学等の協力を得て、人権について学ぶ教材となる啓発冊子を作成	2,000	・市町村・学校 ・府関係施設 ・推進会議構成団体	１月

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題（該当する課題に〇）								
	地域社会		資料の整備、効果的な手法	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【府民生活部】（人権啓発推進室）　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th colspan="8">概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">人権啓発に関するホームページ</td><td>通　年</td><td colspan="8">幅広い府民を対象に、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供することを目的に、京都府ホームページ内に「人権啓発に関するページ」を開設。

〔構　成〕　①新京都府人権教育・啓発推進計画
②人権啓発事業の案内、啓発資料の紹介
③京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール等）
④関係する府の事業や市町村行事等の紹介
⑤人権啓発ラジオ番組の内容紹介
⑥京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="9">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題</td><td>女性</td><td>子ども</td><td>高齢者</td><td>障害のある人</td><td>外国人</td><td>患者等</td><td>さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
<tr><td colspan="3">インターネット上の人権侵害等についての啓発</td><td>通年</td><td colspan="8">関係行政機関、業界団体等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための研修会（講座）を開催する。

〔内　容〕　情報リテラシー、インターネット上の危険性と対処方法、モラル・マナーなど

〔実施箇所〕　４箇所

〔時　期〕　未　定</td><td>人権啓発推進室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">推進計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="9">人　権　問　題（該当する課題に〇）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>効果的な手法</td><td>同和問題</td><td>女性</td><td>子ども</td><td>高齢者</td><td>障害のある人</td><td>外国人</td><td>患者等</td><td>さまざまな人権</td><td>普遍的考え方</td></tr>
</table>

別記　２

文化環境部

所掌事務	・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施 ・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援 ・スポーツ及び生涯学習に関すること。

計画との関係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・医療関係者
	人権問題	人権全般　さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	・私立学校の教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々の状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。 ・宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。 ・府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮が求められる。

取組の方向	・私立学校教職員の人権意識の高揚とともに、各校(園)における人権教育推進に向けた認識の深化や指導力向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成などを行う。 ・宗教法人関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。 ・各種講座情報を提供する「京の府民大学」により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。 ・府立の大学では、学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員等が参加できるよう取組を進める。

別記３

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育資料の作成	３月	(1)事業の目的・概要 私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布 (2)内容 〇事業種別　資料作成 〇テーマ等　未定 〇事業規模 〔数量〕　５，５００部 〔配布先〕府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
私立幼稚園人権教育研修会	３月	(1)事業の目的・概要 各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会・講演会 〇テーマ等「指導者としての人権感覚の高揚と基本的人権尊重の精神の芽生えを培う指導について」 〇事業規模（対象者・会場・参加者数、資料の規格・作成部数・配布先　など） 〔対　象〕　私立幼稚園の設置者、園長、教諭等 〔会　場〕　京都私学会館	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	保育所・幼稚園	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
私立小・中・高等学校人権教育研修会	１２月	(1)事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会 〇テーマ等 「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 〇事業規模 〔対　象〕私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会　場〕京都私学会館	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
私立専修・各種学校人権教育研修会	１２月	(1)事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会 〇テーマ等　「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 〇事業規模 〔対　象〕私立専修・各種学校の設置者、校長、教員等 〔会　場〕京都私学会館	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
私立小・中・高等学校人権フィールドワーク	１２月	(1)事業の目的・概要 各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施 (2)内容 〇事業種別　フィールドワーク 〇テーマ等 「さまざまな人権問題を自らの生き方の問題として捉え、その解決に向けた実践的態度の育成を目指す人権教育の推進について」 〇事業規模（対象者・会場・参加者数、資料の規格・作成部数・配布先　など） 〔対　象〕　私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等 〔会　場〕　未定	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
宗教法人関係者人権問題研修会	９月 １１月	(1)事業の目的・概要 宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的とする。 (2)内容 〇事業種別　研修会 〇テーマ等 「世界の平和と21世紀の人権確立及び豊かな人権文化を育むために人権の視点より宗教を考える。」 〇事業規模（対象者・会場・参加者数、資料の規格・作成部数・配布先　など） 〔対　象〕宗教法人関係者（参加者数：２００～３００名） 〔会　場〕南部地域会場（船井郡以南の宗教法人対象）、北部地域会場（綾部市以北の宗教法人対象）	文教課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	企業・職場	宗教者	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３
【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
「京の府民大学」開設事業	通年	(1)事業の目的・概要 府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報を提供する。 (2)内容 京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し､京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。	文化政策課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	学校、地域社会		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育授業 （医学部看護学科）	４月 ～ ９月 計15回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 (2)内容 〇事業種別　授業（講義） 〇テーマ等〔科目名〕人権論 〔講　師〕国立大学法人奈良教育大学　特任講師　立石　麻衣子 〇事業規模〔対　象〕医学部看護学科生 〔参加者〕各回　約90人	府立医科大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	学校		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育授業 （医学部医学科）	４月 ～ ３月 計8回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 (2)内容 〇事業種別　授業（講義） 〇テーマ等　［科目名］総合講義（人権教育） ［講　師］京都部落問題研究資料センター所長　秋定　嘉和　ほか４名 〇事業規模　［対象者］医学部医学科 ［参加者］各回　約１００名	府立医科大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	学校		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
教職員人権啓発研修	７月 ～ ３月	(1)事業の目的・概要 人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題（新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会・講演会、講演録作成：各テーマ2回×1.5h 〇テーマ等　人権問題全般、医療と人権、各種人権問題（具体的なテーマ、講師等は未定） 〇事業規模〔対　象〕教職員 〔会　場〕本学 〔参加者〕約1,400人	府立医科大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	学校	教職員 医療関係者	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
看護師新規採用者人権研修	４月	(1)事業の目的・概要 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会・講演会 〇テーマ等　「人権問題について」　講師：元岐阜大学教授　藤田敬一 〇事業規模〔対　象〕新規採用看護師 〔会　場〕本学 〔参加者〕約80人	府立医科大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	職場	医療関係者	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
研修医オリエンテーション	４月	(1)事業の目的・概要 医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施 (2)内容 〇事業種別　研修会・講演会 〇テーマ等　「人権問題について」　講師：元岐阜大学教授　藤田敬一 〇事業規模〔対　象〕平成26年度研修医 〔会　場〕本学 〔参加者〕約90人	府立医科大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	職場	医療関係者	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【文化環境部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育授業	前期 ４月 ～ ７月 後期 ９月 ～ ２月	(1)事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)内容 〇事業種別　授業 〇テーマ等 教養教育科目（予定） ・人権論Ⅰ－法・思想・歴史－（前期） 「人権思想」、「現代の人権問題」、「信教の自由と子どもの教育に関する権利について」など１４テーマにわたるリレー講義 ・人権論Ⅱ－学問研究と社会倫理－（後期） 「ネット人権侵害の実像に迫る」、「生命倫理について考える」、「生活空間における人権～バリアフリー～」など１４テーマにわたるリレー講義 〇事業規模　対象者：学部生、参加者数：各期１００人	府立大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	学校（大学）		効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
教職員人権問題研修・学習会	９月 ～ ３月	(1)事業の目的・概要 府立大学の教職員を対象に、基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員の意識の向上を高めるため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修・学習会を実施する。 (2)内容 〇事業種別　研修会など 〇テーマ等　未定（人権委員会、男女共同参画推進委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定） 〇事業規模　対象：本学教職員、参加者数：約２２０人	府立大学

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	学校（大学）	教職員	効果的な手法による人権教育・啓発の実施	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

健康福祉部

所掌事務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。

計画との関係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園、地域社会、家庭
	特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
	人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、患者等、さまざまな人権問題

所管事項に関する課題認識	少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。 自殺者については、全国では３万人を下回ったものの、京都府では５００人を超えるなど、依然として高い水準にあり、府民が安心して生活できるセーフティネットのあり方が問われており、現地・現場、府民の視点に立った制度の構築・運用が特に重要な課題である。 また、平成２５年度には「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」が制定され、啓発活動の実施等に取り組むとともに、平成２７年度から施行されるの障害者の権利利益擁護の施策に関する周知を図る。

取組の方向	(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。 (2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。 (3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。

別記３

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）	１０月	健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施 〔内　容〕 ・講　　演 ・グループ討論等 〔対象団体等〕（社）京都府栄養士会、（社）京都府看護協会、（社）京都府介護支援専門員協議会、京都府食生活改善推進員連絡協議会、（一社）京都府理学療法士会、（一社）京都予防医学センター、京都府赤十字血液センターほか 〔日　数〕　１日（１会場） 〔会　場〕　ルビノ京都	健康福祉総務課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
		健康福祉従事者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

看取りプロジェクト推進事業	通年	今後、年間死亡者数の増加が見込まれる中で、住み慣れた地域で最期を迎えたいというニーズ等に応えられるよう、在宅・施設・病院における看取り体制の整備、機能の充実に向けた検討を行う。 〔内　容〕 ・京都看取りネット（仮称）の構築 　京都看取り対策プランに掲げる施策の効果的な実施・検証等を行う関係団体によるネットワークを構築し、計画的に取組を推進	高齢者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉従事者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
認知症総合対策事業	通年	認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る 〔内　容〕 ・認知症疾患医療センターの設置（府内８カ所） 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築する。 ・認知症初期集中支援チームの設置 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。 ・初期認知症対応型カフェの設置 認知症初期（軽度）の人が医療的な関わりを受けながら「集う場」の設置を促進する。 ・認知症啓発の強化 認知症に対する理解向上を図るため、認知症キャラバンメイト、サポーター等による啓発部隊を創設し、啓発活動を展開する。 ・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 地域相談窓口の設置（府内新規２０カ所程度） 巡回相談の実施（府内５カ所程度） ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成 ・キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進	高齢者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）							
	地域社会、家庭、企業・職場	医療、健康福祉従事者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
高齢者総合相談センターの運営	通年	高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人には活躍の場となる情報など、幅広い情報を提供 〔内　容〕 ・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応） ・専門相談（法律相談等） ・情報提供（高齢者、高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供） 〔実施法人〕 （公財）京都ＳＫＹセンター内に設置。同センターに運営委託	高齢者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
	地域社会			同和問題	女性	子ども	(高齢者)	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

生活保護関係職員研修	５月 ６月 ８月 １１月 ２月	生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるためケースワーカー等を対象とした研修を実施 〔内　容〕　講義、グループ討議 〔日　数〕　・新任職員研修：２日×２回 ・関係職員研修：２日×１回 ・就労支援員会議：１日×１回 〔会　場〕　府職員福利厚生センター	福祉・援護課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	(普遍的考え方)

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
生活保護査察指導員会議	６月 １月	生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため指導的な役割を果たすための研修を実施 〔内　容〕　講　義 〔日　数〕　１日×２回 〔会　場〕　府職員福利厚生センター	福祉・援護課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
		保健福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
自殺対策総合推進事業	事業ごと	誰も自殺に追い込まれることのない住み心地の良い京都府づくりのため、自殺予防教育やハイリスク者を対象にした重点的な取組等を総合的に推進 〔内　容〕 １　地域課題に対応した効果的事業の展開 ・ハイリスク者対策（G-Pネット（かかりつけ医・精神科医連携体制）構築の検討、救急医療機関と連携した未遂者対策の検討）の重点実施 ・自殺未遂者のための居場所づくり ・小中校生を対象にした自殺予防教育 ・グリーフケアの推進 ・市町村・団体の事業支援 ２　自殺ストップセンターの支援機能強化 ・相談ダイヤル専用回線の増設（１→２　回線） ・相談員の増員（３→４名） ・いのちのサポートチームによる伴走支援 ３　きめ細かな寄り添い支援を担う人づくり ・ゲートキーパーの養成（㉔～㉖の３年間で１万人を養成） ・かかりつけ医産業医うつ病対応力研修 ４　「京のいのち支え隊」（相談機関ネットワーク）による支援 ・ネットワークの強みを活かし、こころの健康、法律、労働等の専門家による多分野相談会等を開催	福祉・援護課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	学校、地域社会、家庭、企業職場			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】　　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名	実施時期	概要	担当課（室）
民生委員・児童委員人権問題啓発研修会	４月～	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施 〔内　容〕　講　義 〔日　数〕　１０日程度（１０会場程度） 〔会　場〕　未　定	介護・地域福祉課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

民生委員・児童委員協議会代表者研修会	６月	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施 〔内　容〕　講　義 〔日　数〕　３日（３会場） 〔会　場〕　府内3ヶ所（北部、中部、南部）	介護・地域福祉課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

社会福祉施設長研修会	６月	(1)事業の目的・概要 社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 (2)内　容 ○事業種別　研修会 ○テーマ等　社会福祉施設における人権擁護について、専門家を講師に招き講演を開催 ○事業規模　対象者：社会福祉施設長等 会　場：京都市内 参加数：約２２０名	介護・地域福祉課 （京都府社会福祉協議会）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
社会福祉施設職員等研修	６月～	子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内　容〕　研修会 〔日　数〕　８日 〔会　場〕　京都市内他	介護・地域福祉課 （京都府社会福祉協議会）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

京都府認知症介護に係る研修	４月～２月	■認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者、実践者、リーダー）に対して、高齢者の人権を基本とし、たとえ認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしが継続性のある支援の視点等を学ぶ。 また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。 （内容）　講義、現場実習、レポート等（研修により異なる） （日数）　講　　義　２日～７日 実地研修　１日、１カ月、２カ月　（研修により異なる） （会場）　講　　義　京都市 実施研修　介護保険施設等	介護・地域福祉課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
		健康福祉関係者	指導者養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
喀痰吸引等京都府研修	夏頃	平成２４年度介護保険法改正に伴い、研修を受けた介護職員等は、医師、看護師等の指示のもと医行為（吸引、経管栄養）が行えるようになったことを踏まえ、安心・安全に行うことができるよう規定の研修を実施する。平成２５年度からは登録研修機関と並行して実施している。 （内容）　講　義　介護職員等の喀痰吸引等京都府研修 （日数）　講　義　基本研修の中で９０分　・個人の尊厳と自立、医療の倫理を学ぶ （会場）　講　義　京都府北部地域を検討	介護・地域福祉課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）							
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
高齢者の権利擁護の推進	通　年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、施設等における身体拘束及び高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築 〔内　容〕 ・身体拘束及び虐待に関する実態調査 ・身体拘束改善事例の周知 ・地域包括支援センター等職員への研修 ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる障害者・高齢者虐待に係る市町村支援　等	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）							
	地域社会、職場･企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
障害者虐待及び身体拘束の防止対策	通　年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築。また障害者の虐待防止に向けた研修会の開催や障害者施設における身体拘束をゼロに近付けるための取り組み事例などの施設への周知を図り、施設の取組推進と施設職員の意識向上を図る 〔内　容〕 ・京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターによる高齢者及び障害者虐待に係る市町村支援 ・市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修 ・身体拘束改善事例の周知　等	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）								
	地域社会、職場･企業	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

障害者に関するシンボルマークの普及	１２月	障害のある人に対する理解と交流の促進に向け、障害者に関するシンボルマークの普及につとめるための取組を実施。 〔内　容〕 ・障害者週間（１２月）等を活用した、耳マーク、ほじょ犬マーク、ハートプラスマーク等の普及・啓発	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）								
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
発達障害者支援事業	事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施 〔内　容〕 ・発達障害者支援センターにおける取組（通年） （個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供） ・圏域支援センター（府内６ヶ所　通年） （相談、地域支援ネットワークの構築、啓発講演会、ケース会議、研修）	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
発達障害児等早期発見・早期療育等支援事業	事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行おうとする市町村と一緒に５歳児を対象にしたスクリーニングや事後支援を保育所、幼稚園等において実施 〔内　容〕 ・５歳児を対象にして、スクリーニング、相談、事後支援を実施 （専門的判断を要する部分には医師・心理士が参画） ・発達クリニックの実施（医療面からの専門的チェック・相談） 府内各保健所 ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 府内各保健所、発達障害者支援センターにて実施	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	保育所・幼稚園、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
障害者に対する理解と交流促進活動	事業ごと	障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施 〔内　容〕 ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（５月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） 〈場所：　府立丹波自然運動公園（京丹波町）〉 ・「障害者週間」啓発活動促進事業（１１～１２月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール） ・障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） ・全国車いす駅伝競走大会（３月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝）	障害者支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
保育所職員研修事業	随時	家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施 〔内　容〕　講義、ワークショップ等 〔日　数〕　５日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数） 〔会　場〕　府総合社会福祉会館　ほか	こども未来課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
児童虐待等総合対策事業	通年 １１月	児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施 〔内　容〕　講義等 〔日　数〕　８日（全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数） 〔会　場〕　府家庭支援総合センター　ほか １１月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。 〔内　容〕 ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発　等	家庭支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	地域社会、家庭	健康福祉関係者		同和問題	女性	(子ども)	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	(普遍的考え方)

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
ハンセン病対策啓発事業	６月	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動 〔内　容〕 ・府内高校３年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（８月頃） ・ふるさと墓参等里帰り事業（１０月頃） ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発	健康対策課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）							
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	(患者等)	さまざまな人権	普遍的考え方

【健康福祉部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
エイズに関する普及啓発事業	１２月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化 〔内　容〕 ・保健所の出張型予防教育・研修会の開催 ・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発 ・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充	健康対策課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

健康福祉事業従事職員人権研修会	１月頃	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。 〔内　容〕　研修会 〔テーマ〕　障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定 〔事業規模〕５０名程度 〔対象者〕　市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等	健康対策課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
		健康福祉関係者		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

商工労働観光部

所掌事務	（全般） ・商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用対策、職業能力開発施策、雇用環境の整備を所掌 （人権関連） ・府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図る

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	人権全般

所管事項に関する課題認識	企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。 特に、企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。

取組の方向	企業や商工業団体の活動は多岐にわたり、自らの雇用、労働環境はもとより、個人情報の保護や個々の事業活動に伴う企業・職場内外の取組について、常に人権問題の意識を持って対応するとともに、機会あるごとに意識の向上を図る必要があることから、府内企業の代表者や商工業団体の役職員を対象にした人権啓発研修会の開催及び人権研修事業への支援を通じて人権啓発の取組を進める。

別記３

【商工労働観光部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
公正採用選考啓発事業	６月	(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施 (2)内　容 ・公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（6月10日（予定）／4,000枚） ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告（6月10日（予定）掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経） ・公正採用選考啓発ＴＶスポット（6月10日～19日（予定）／ＫＢＳ京都、15秒×25回） ・ＪＩＳ企画履歴書の配布（随時）	総合就業支援室

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	企業・職場	―	―	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

企業内人権問題啓発セミナー	６月 ９月	(1)事業の目的・概要 企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催 (2)内　容（今後、労働局と協議の上、内容に変更の可能性あり） 事業種別　研修会の開催（講演又は取組事例発表） テーマ等　＜講演＞　テーマ：「企業・職場における人権」 講　師：(財)世界人権問題研究センター研究員、大学教授等 ＜取組事例発表＞府内企業における公正採用選考の取り組み （府内企業の人事担当者など） 高等学校における取り組み （府教委、府立高等学校進路指導担当など） 事業規模　公正採用選考推進旬間（6月10日～19日（予定））に4回（府内4会場）開催 欠席企業を対象に9月中旬に1回（京都市内）開催	総合就業支援室

	開催回数	開催場所	参加者数(見込)	開催時期	備　考
南　部	1	宇 治 市	２５０	６月中旬	公正採用選考推進旬間期間中に開催
中　部	2	京都市内	８００		
北　部	1	福知山以北	１５０		
欠席対象	1	京都市内	―	９月中旬	

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）							
	企業・職場	―	国、市町村、民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【商工労働観光部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
企業・職場人権啓発推進事業	１１～２月	(1)事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役職員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。 (2)内　容 ・講演及び啓発映画の上映 ・テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討の上、設定する。 ・事業規模 対 象 者：府内企業の代表者及び商工業関係団体役職員等 会　　場：府内４会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後）	商業・経営支援課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	企業・職場	―	指導者の養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

府営工業団地立地企業人権問題研修	未　定	(1)事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。 (2)内　容 ・人権尊重意識の高揚を図るための講演会等 ・会場　福知山市内	産業立地課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	企業・職場	―	指導者の養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業	通　年	(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象に実施する研修に対して補助 ［対象団体］ ・（一社）長田野工業センター ・（一社）綾部工業団地振興センター	産業立地課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に〇）								
	企業・職場	―	国、市町村、民間等連携	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【商工労働観光部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　　業　　名	実施時期	概　　要	担当課（室）
中小企業労働相談事業	通年	(1)事業の目的・概要 ・解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、専門相談員が無料で相談（フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可） ・弁護士による特別労働相談を月に１回実施 ・毎週金曜日夜間（17時～21時）と土曜日には、社会保険や労災に詳しい社会保険労務士による相談を実施 ・パワハラ、セクハラ等、職場のメンタルヘルス問題について産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談を月に１回実施 (2)内　容 ・労働相談 ・非正規労働ほっとライン（社会保険労務士による労働相談） ・特別労働相談（弁護士による労働相談（要事前予約）） ・働く人のメンタルヘルス相談（産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談（要事前予約）） ・若者等労働ホットライン（社会保険労務士による労働相談　金曜夜間） 【場　所】 ・京都中小企業労働相談所（京都テルサ内）	労政・人材育成課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	企業･職場	―	―	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

農林水産部

所掌事務	・府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。 ・農山村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。

計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般、女性

所管事項に関する課題認識	「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現のため、 ①農山村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要。 ②併せて、農山村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要。

取組の方向	府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。 また、農山村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。

別記３

【農林水産部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
農林漁業関係団体職員人権啓発研修	９月～３月	農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施 〔内　容〕 毎年１回、北部会場と南部会場の２会場で研修会の実施 テーマ：未　定 講　師：未　定 〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員 〔会　場〕 北部会場及び南部会場 参加者数：約４００名	農　政　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	企業・職場			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修補助	４月～３月	京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助 〔内　容〕 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等：未定 〔対象者〕 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合 京都府森林組合連合会	農　政　課 水　産　課 林　務　課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	企業・職場			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【農林水産部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
農村女性育成事業	４月～ ３月	農山村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援 〔内　容〕 ・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた協議会の開催 ・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催 〔対象者〕 農林業に従事する女性	研究普及ブランド課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
				同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

建設交通部

所掌事務	■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理 ■府営住宅の整備及びその管理 ■福祉のまちづくりの推進 ■建設業の許可 ■宅地建物取引業の免許　など

計画との関係	人権教育・啓発の場	建設業者 宅地建物取引業者
	特定職業従事者等	
	人権問題	高齢者・障害者 ホームレス

所管事項に関する課題認識	■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。 ■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。 ■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。

取組の方向	■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。 ■建設業については、年間２箇所で、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。 ■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引主任者証（有効期間５年）の交付を受ける際に受講が義務付けられている講習会等の機会を捉え、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。

【建設交通部】　　平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>実施時期</th><th colspan="2">概　要</th><th>担当課（室）</th></tr>
<tr><td colspan="3">建設業者人権啓発研修</td><td>10～11月
（予定）</td><td colspan="2">(1) 事業の目的・概要
府内の建設企業等を対象に、人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。

(2) 内容

〇事業種別　研修会及び啓発ビデオ上映
〇テーマ等　テーマ及び講師は未定
〇事業規模　対象者　府内所在の建設企業
会　場　南部会場…山城南土木事務所管内（予定）
北部会場…丹後土木事務所管内（予定）
参加者数　南部会場…68名　北部会場…77名（H25実績）

(3) 推進計画との関係
人権教育・啓発の場・・⑤企業・職場
計画の推進策・・・・・③効果的な手法による人権教育・啓発の実施</td><td>指導検査課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td>企業・職場</td><td></td><td>効果的な手法</td><td colspan="2">同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">宅地建物取引業者人権啓発</td><td>通　年</td><td colspan="2">(1) 事業の目的・概要
宅地建物取引業者は住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることを踏まえ、取引主任者の法定講習や業界団体研修会の機会をとらえ、「土地調査問題」等を具体事例として、人権問題への配慮についての指導・啓発を行う。

(2) 内容
〇宅地建物取引主任者法定講習会（毎月開催（２６年度…全２４回予定））
〇（公社）京都府宅地建物取引業協会会員研修会（通年、各支部毎に開催）
〇（公社）全日本不動産協会京都府本部会員研修会（通年、年４回程度開催）</td><td>建築指導課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新計画との関係</td><td>人権教育・啓発の場</td><td>特定職業従事者</td><td>計画の推進策</td><td colspan="2">人　権　問　題　等（該当する課題に〇）</td><td></td></tr>
<tr><td>企業・職場</td><td></td><td>国、市町村、民間等連携</td><td colspan="2">同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方</td><td></td></tr>
</table>

別記　２

教　育　庁

所掌事務	（学校教育） ・学校教育における人権教育の推進 （社会教育） ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚

計画との関係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
	人権問題	

所管事項に関する課題認識	「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。 　また、社会教育においても、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。

取組の方向	（学校教育） 　教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めるなど、一人一人を大切にした教育の推進を図る。 　また、基本的人権の尊重や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。 （社会教育） 　あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

別記３

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
教職員人権研修ハンドブック作成	通　年	いじめ防止・体罰根絶を含めた人権教育の推進にあたり、最も基盤となる教職員の人権意識の一層の高揚を図るために「人権研修ハンドブック」を作成し、教職員の人権尊重の理念や人権感覚の涵養に資する。 〔内　容〕 教職員の自己研鑽や校内研修に活用できる研修教材や研修方法を集めた「人権研修ハンドブック」 〔数　量〕 １９，０００部 〔配布先〕 京都府内の小・中・府立学校全教職員、市町（組合）教育委員会等	学校教育課 （人権教育室）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

人権教育資料作成 （人権教育進路保障資料）	通　年	経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないよう、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に提供 〔内　容〕　家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧 〔数　量〕　２０，０００部 〔配布先〕　小･中･府立学校･市町村･保健所等相談機関等へ配布	学校教育課 （人権教育室）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	学校	教職員	人権教育･啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育研究推進事業 （人権教育研究指定校事業）	通　年	人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及 〔内　容〕 文部科学省指定（国） 〔指定校〕 京都府立木津高等学校（平成26年度） 〔研究主題〕 教科学習と連携した人権学習の充実と基礎学力充実の取組による生徒の自尊感情育成	学校教育課 （人権教育室）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	学校			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

人権教育研究推進事業 （人権教育総合推進地域事業）	通　年	基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施 文部科学省指定（国） 〔指定市町村〕 京丹後市（大宮中学校区）（平成26年度）） 〔研究主題〕 「自他を尊重し、自ら学ぶ意欲を育てる教育をめざして」	学校教育課 （人権教育室）

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	学校、地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
教職員研修事業	通　年	教職員自らが、体罰やいじめ問題を含む確かな人権意識を持ち実践することができるよう、人権問題についての理解と認識を深め、人権教育に関する知識・技能の向上を図ることを目的とした研修 〔内　容〕 ○京都府総合教育センターにおける研修	学校教育課

研修区分	対象者	研修内容	講　師	研修方法等
基本研修 （教職経験年数別研修）	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等	・センター職員 ・府内の職員	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習
専門研修 （領域等・職能別研修等）	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用 等	・学識経験者	
出前講座			・センター職員	

○学校における人権研修
　対象者：教職員
　研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施
　　・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修
　　・体罰やいじめを起こさない学校づくりを目指した研修
　　・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修
　　・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修
　　・保護者啓発を兼ねたＰＴＡとの合同研修　　等
　研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク

○京都教育大学への派遣研修
　対象者：教員
　研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修

○独立行政法人教員研修センターでの研修
　対象者：教職員
　研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる研修

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に○）
	保育所・幼稚園 学校	教職員・社会 教育関係職員	指導者の養成 調査・研究成果の活用	同和問題　女性　子ども　高齢者　障害のある人　外国人　患者等　さまざまな人権　普遍的考え方

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
トータルアドバイスセンター設置事業	通　年	不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施 〔内　容〕 教育相談 〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 メール相談 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月１回程度（各教育局等）	学校教育課 社会教育課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
	家庭			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）	８月 11月	京都府内の社会教育関係職員等を対象に、地域の実情に即した学習課題を明確にしながら、あらゆる人権問題の解決に向けて学習活動を推進するために必要な指導者の資質向上を目的とする研修会を２回に分けて実施 [対象者] 社会教育主事、社会教育指導員、人権教育関係職員、識字学級指導者、学校教育関係者 社会教育関係団体等 [研修内容] ・様々な人権問題の現状と課題 ・視聴覚資料や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた研修　等 [講 師] ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者　他 [研修方法等] ・演習（視聴覚資料の視聴や講義形式の学習と参加型学習を組み合わせた内容） ・実践報告・実践交流	社会教育課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人権問題等（該当する課題に○）								
	地域社会	社会教育関係職員	指導者の養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
人権教育推進事業 （人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会）	通　年	各教育局が、人権教育指導者研修会等の成果を踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施 〔対象者〕 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等 〔内 容〕 ・人権に関する課題解決の方策についての研究協議 ・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換 ・人権教育に関する研修会 〔実施回数〕 各教育局毎３回程度 〔その他〕 ・社会教育課と各教育局の担当者が指導者の育成について積極的に連携をとり、各市町の人権研修会等の取組を交流するなど、府全体の人権教育推進の方策について考える機会とする。	社会教育課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	地域社会	社会教育関係職員	指導者の養成	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

人権教育推進事業 （学習教材・啓発資料整備）	通　年	生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材や啓発資料等の整備を推進 〔内　容〕 ・学校、地域社会、家庭、企業・職場等あらゆる場面で人権について学ぶことができるよう、人権学習資料・視聴覚教材等をはじめとする学習教材を整備	社会教育課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に〇）								
	地域社会		人権教育・啓発資料等の整備	同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

【教育庁】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
森と小川の教室推進事業	６～８月	障害のある子どもとない子どもがも一緒になって自然の中で共同生活を行うことを通して、心のふれあいを深めながら支援する心を培うなど、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動をとおして、自立心、主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施 〔内　容〕 キャンプ及び自然体験活動、 スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等 〔対象者〕 府内の小学４年生～中学生、特別支援学校小学部４年生～中学部までの児童生徒	社会教育課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に〇）							
	地域社会			同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記　２

警察本部

所掌事務	（警務課） ・組織、制度の調査、研究、企画及び実施に関すること。 ・犯罪被害者支援に関する企画、調査及び調整に関すること。 ・犯罪被害者等給付金に関すること。 （教養課） ・職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関すること。 （少年課） ・犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護に関すること。 （サイバー犯罪対策課） ・情報技術の利用に伴う犯罪の予防に関すること。 ・コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整に関すること。 （捜査第一課） ・性犯罪の捜査に関すること。 （警察学校） ・基本課程の教養に関すること。 ・一般職員課程の教養に関すること。 ・専門課程の教養に関すること。

計画との関係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	さまざまな人権

所管事項に関する課題認識	警察職員の職務は、国民の権利・自由を守るという立場にあり、いろいろな場面で人権に深く関わっている。警察職員については、人権を尊重した警察活動を徹底するため、職務倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配意に重点を置いた職場及び警察学校における教養訓練の充実が強く求められている。

取組の方向	職務倫理に関する教育を警察教養の最重点項目に掲げ、人権の尊重を大きな柱として警察学校における学校教養、職場教養等あらゆる機会をとらえた人権教育を行ってきたところであるが、今後もより一層、人権に配意した適正な職務執行を期するため、人権問題についての教養を推進していく。

別記３

【警察本部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
セクシュアル・ハラスメント相談員研修会	11月	①　事業の目的 セクシュアル・ハラスメント防止対策を徹底し、職員の能力が発揮される良好な職場環境を確立することを目的とする。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部 ○　対象者 セクシュアル・ハラスメント相談員　140人 ○　実施内容 ・　講義 ・　グループ討議 ・　事例発表等	警察本部 警務課 人事第一係

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
犯罪被害者支援担当者研修会	４月 10月	①　事業の目的 警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方策を教養することにより、被害者等の心情に配意した支援活動の推進を図ること。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部 ○　対象者 警察署犯罪被害者支援係の担当者 25人 ○　実施内容 ・　犯罪被害者等基本計画について ・　被害者支援業務の推進上の留意事項について ・　犯罪被害者等給付金裁定事務に関する留意事項について ・　被害者支援情報管理システムの操作要領について ・　被害者支援に係る効果的事例の発表及び検討等 ・　犯罪被害者遺族の講演	警察本部 警務課 犯罪被害者支援室

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【警察本部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
本部被害者支援要員研修会	１０月	①　事業の目的 死傷者多数事案が発生した場合を想定し、あらかじめ本部所属の警察官を、被害者支援要員として指定し、具体的な支援事例や効果的な支援方法等を教養することにより、被害者等の心情に配意した初期的支援活動の推進を図る。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部 ○　対象者 本部所属の被害者支援要員等　90人 ○　実施内容 ・　犯罪被害者等基本計画について ・　被害者支援業務の推進上の留意事項について ・　犯罪被害者等の心理について ・　被害者支援に係る効果的事例の発表及び検討等 ・　犯罪被害者遺族の講演	警察本部 警務課 犯罪被害者 支援室

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
犯罪被害者支援	通年	○　指定被害者支援要員制度等各種制度の確実な運用 ○　捜査過程における被害者の二次的被害の防止・軽減 ○　犯罪被害者等の再被害防止等の安全確保	警察本部 警務課 犯罪被害者 支援室

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等　（該当する課題に○）								
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【警察本部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
職務倫理教養	通年	①　事業の目的 警察職員一人一人がその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために、必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部及び警察署 ○　対象者 全警察職員 ○　実施内容 ・　職務倫理教養教材（人権に関する諸問題）を活用した教養 ・　具体的事例に基づいた人権に関するグループ討議等の実施	警察本部 教養課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	(普遍的考え方)

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
犯罪被害少年等に対する支援事業	通年	①　少年相談業務の充実 ○　電子メールを活用した少年相談業務の推進 ○　少年相談電話（ヤングテレホン）の効果的な運用 ②　少年心理分析の実施 ○　臨床心理士による継続的な少年相談の推進 ○　少年心理分析顧問によるカウンセリング技能の向上	警察本部 少年課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	(さまざまな人権)	普遍的考え方

別記３

【警察本部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
インターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備	通年	○　インターネット関連事業者への指導及び連携の強化 ○　インターネット環境の健全化 ○　インターネット利用者のモラル向上	警察本部 サイバー 犯罪対策課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
		警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
新規性犯罪指定捜査員研修会	６月	①　事業の目的 新たに性犯罪指定捜査員に指定された女性警察官（刑事課員を除く）に対し、性犯罪捜査における被害者の身体的・精神的負担の軽減を図り、被害者の心理状態に配意した捜査活動を推進するための実務能力の習得を目的とする。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部 ○　対象者 新たに性犯罪捜査に従事することとなった女性警察官　約25人 ○　実施内容 ・　実務的な性犯罪捜査要領 ・　被害者支援に関する教養　等	警察本部 捜査第一課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

別記３

【警察本部】

平成２６年度人権教育・啓発事業実施計画

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
性犯罪指定捜査員研修会	11月	①　事業の目的 性犯罪指定捜査員に指定されている捜査活動に従事する女性警察官に対し、性犯罪被害者の心理状態に配意した適切な捜査活動を推進するための専門的な教養を実施し、さらなる実務能力の向上を目的とする。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察本部 ○　対象者 性犯罪捜査に従事する刑事課勤務の女性警察官　約30人 ○　実施内容 ・　専門的な性犯罪捜査要領 ・　被害者支援に関する講義　等	警察本部 捜査第一課

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	職場	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方

事　業　名	実施時期	概　要	担当課（室）
採用時における人権教育	通年	①　事業の目的 新たに採用した警察職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的な知識を修得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的する。 ②　実施概要 ○　実施場所 警察学校 ○　対象者 新たに採用された警察職員 ○　実施内容 ・　同和、男女共同参画社会に関する問題 ・　女子差別、児童の権利に関する問題 ・　高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成	警察学校

推進計画との関係	人権教育・啓発の場	特定職業従事者	計画の推進策	人　権　問　題　等（該当する課題に○）								
	警察学校	警察職員		同和問題	女性	子ども	高齢者	障害のある人	外国人	患者等	さまざまな人権	普遍的考え方